障がい児・者への理解促進に関する出前講座開催要項

１　目的

日高管内において、障がい児・者への理解がより図られるよう、日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という。）の取組として実施するもの。

２　主催

地域づくり委員会（事務局：北海道日高振興局保健環境部社会福祉課）

（地域づくり委員会とは、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）」に基づき、総合振興局（振興局）ごとの１４圏域に設置。

障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること、差別や虐待及び権利擁護に関すること、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること等について、情報の交換・協議を行っている。）

３　対象者

日高管内にお住まいの方（受講者５名以上から申込可能）。

４　開催日時

申込後、日程調整

※１時間以内／１講座。原則、平日９時から１７時までの時間帯。

５　開催場所

会場の確保は、申込者が行う。（日高管内に限る）

※会場の確保が難しい場合、日高振興局庁舎（浦河町栄丘東通５６号）での開催も可能（要相談）。

６　受講料

無料

※講師の報償費及び旅費は、地域づくり委員会が負担。

※会場、マイクの使用料等が必要な場合は、申込者が負担。

７　講座内容

別紙のとおり。（必要に応じて、申込者、講師、事務局で事前打ち合わせを行う。）

８　申込方法

申込者が別添、「受講申込票」を下記、申込先にメール又はファクシミリで送付する。

※１団体が申込できる講座数は、１回のみ。

※後日、担当から申込者に連絡する。

＜申込先＞
北海道日高振興局保健環境部社会福祉課　　遠藤　まで
E-mail ：　endou.shinichi1@pref.hokkaido.lg.jp
注）shinichi1の１は数字の「１」
ＦＡＸ ：　０１４６－２２－７７１２

９　申込期限

令和８年（２０２６年）１月３０日（金）

10　実施時期

令和７年度（２０２５年度）内の実施とし、申込み後、随時日程調整の上実施。

※開催調整に期間を要する場合がある。

※応募多数の場合、申込期限内であっても申込みを締め切る場合がある。

11　受講にあたっての留意事項

（１）営利目的での開催はできない。

（２）オンラインで開催する場合にあたっては、Zoom等が使用できるパソコン、機材等を用意する。

（３）講座終了後、受講者に対してアンケートの記入を依頼し、アンケート結果は次年度の取組の検討材料とする。

（４）講座の様子を、日高振興局のホームページ及び公式ＳＮＳに投稿する場合がある。

12　個人情報の取扱について

申込にあたり集約した氏名等の個人情報は、講座の運営管理のみに使用。